

ゼロ債務負担行為の活用による委託入札条件書

明示項目	明 示 内 容 及 び 制 約 条 件 等
1 概要	・本業務は、公共事業の発注時期の平準化を目的に、ゼロ債務負担行為を活用しています。
2 支払関係	・本業務は、令和8年度の債務負担行為となりますので、委託代金の請求及び支払の手続きは、令和8年4月1日以降となります。

※ゼロ債務負担行為とは、新年度の事業に対して債務負担行為を設定し、入札及び契約の手続きを前年度に行うことにより、前年度又は新年度早期の着手を可能とするものです。